

国立研究開発法人建築研究所国際地震工学研修・普及会議実施要領

平成27年7月28日
国建研国発第52号
建築研究所理事長

(目的及び設置)

第1条 地震学及び地震工学に関する研修生の研修（以下「研修」という。）の円滑な実施を図るため、国際地震工学研修・普及会議（以下「普及会議」という。）を設ける。

二 普及会議は、研修の計画及び実施、並びに地震学及び地震工学に関する知識並びに技術の普及活動に関し、理事長に対して所要の助言を行う。

(組織)

第2条 普及会議は、委員二十人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、研修に関係のある教育機関及び研究機関の職員並びに研修に関し学識経験あるものの中から理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は二年以内とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 普及会議に会長及び副会長一人を置く。

二 会長は、委員の互選によってこれを定める。

二 会長は、会務を掌理する。

三 副会長は、会長があらかじめ指名する委員とし、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 普及会議は、理事長が別に定めるところにより、部会を置くことができる。

(普及会議の招集)

第7条 普及会議は、会長が必要と認めたとき、または委員の三分の一以上の要求があったときに会長が招集する。

(事務局)

第8条 普及会議の事務は、国際地震工学センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、普及会議の運営に関し必要な事項は、会長が普及会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 本要領は、平成27年7月28日から適用する。

(独立行政法人建築研究所国際地震工学研修・普及会議実施要領の廃止)

第2条 独立行政法人建築研究所国際地震工学研修・普及会議実施要領は、廃止する。

(平成19年1月4日 建研国発第10号)